

京都市告示第293号

京都市水路等管理条例第3条第1項に基づき、農業用水路等を次のとおり経路改定をします。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年11月10日

京都市長 門川 大作

(経路改定水路)

整理番号	路線名	旧 新	起 終	点 点
1	久世水0001号	旧	南区久世築山町483番地地先 南区久世築山町492番地の2地先	
		新	南区久世築山町483番地地先 南区久世築山町482番地の1地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)